更生保護に関する国会附帯決議,政府の方針・各種提言等

(頁数)

	(F, XX.)
1 更生保護に関係する法律の国会審議に際しての附帯決議・・・・・・・・	1~
2 政府の方針 各種提言等	
(1) 21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について(炒))
(平成 12 年 11 月 28 日 矯正保護審議会提言)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8~
(2) 同法制度改革審議会意見書 - 21 世紀の日本を支える司法制	ij - J
(沙) (平成 13 年 6 月 12 日 司法制度改革審議会)	25~
(3) 司法制度改革推進計画(抄) (平成14年3月19日 閣議決定)…	27~
(4) 青少年育成施策大綱(炒)	
(平成 15 年 12 月 9 日 青少年育成推進本部決定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28~
(5) 犯罪に強い社会の実現のための行動計画 - 世界一安全な国	1、日
本』の復活を目指して・」(抄)	
(平成15年12月18日 犯罪対策閣僚会議)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32~
(6) 犯罪被害者等基本計画骨子案(抄)	
(平成 17 年 4 月 28 日 ~ 犯罪被害者等基本計画検討会)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34~

1 更生保護に関係する法律の国会審議に際しての附帯決議

昭和50年3月14日 衆議院法務委員会

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 一、政府は、更生保護制度を社会、経済状勢の変化に対応しうるよう次の事項について速やかに検討すべきである。
 - 1、関係法律の整備、統合を行うこと。
 - 2、更生保護施設の運営改善及び更生保護対象者の拡大などについて必要な措置を講ずること。
 - 3、保護司の実費弁償金並びに保護司関係経費の大幅な増額を図ること。
- 二、政府は、選挙違反事件に関する恩赦については、今後とも一層その適正な運用に 配意すべきである。

(注:中央更生保護審査会の委員4人のうち2人を常勤とし,これに伴う規定の整備を行った改正)

昭和50年3月27日参議院法務委員会

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 一、政府は、政令恩赦については、恩赦制度の趣旨にもとることのないよう慎重に対処するとともに、選挙違反事件に関する恩赦については、適正な運用を期すべきである。
- 二、政府は、個別恩赦については、人権擁護の見地から、適正迅速な処理がなされる よう配意すべきである。
- 三、政府は、保護司の使命の重要性にかんがみ、保護司の実費弁償金及び研修経費の 大幅な増額を図るべきである。

平成6年6月3日 衆議院法務委員会

更生緊急保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

更生保護は、国の責任において行う事業であって、更生保護会が、犯罪や非行を行った人たちの円滑な社会復帰を図る上で欠くことのできない施設として我が国の刑事政策上重要な機能を果たすべき存在となっていることにかんがみ、政府は、その健全な育成、発展のため、法制度の整備に努めるとともに、施設についてなお一層の改善・充実が行われるよう、格段の努力をすべきである。

(注:更生保護会(当時)施設整備に対する国の補助金制度の改善を図ること等を内容とした改正)

平成6年6月21日 参議院法務委員会

更生緊急保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

- 更生保護が国の責任において行われるべきものであることにかんがみ、更生保護 事業の健全な育成、発展のため、法整備を含めて制度の改善、充実に努めること。
- 二 更生保護事業の充実を図るため、社会福祉事業との均衡にも留意し、被保護者に 対する補導援護体制の強化に努めること。
- 三 更生保護施設の改善については、緊急度、優先度を考慮して計画的かつ早期の実 現を図ること。

平成7年3月17日 参議院法務委員会

更生保護事業法案及び更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備 等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

- 一 更生保護会の組織変更が円滑に推進されるよう適切な指導・助言を行うととも に、更生保護法人の健全な育成、発展を図るため、税制上の問題については、社会 福祉法人等地の特別法に基づく公益法人の取り扱いを考慮し、均衡を失することの ないよう配意すること。
- 二 更生保護に係る法体系については、更生保護基本法制定の必要性も含めて検討 し、社会、経済情勢の変化に対応し得るよう一層の整備に努めること。
- 三 更生保護事業は、国が行う保護観察その他の更生の措置を円滑に実施する上で重要な機能を果たしていることにかんがみ、その中核的存在である更生保護会への更生保護委託費及び更生保護施設整備費の在り方について検討を加え、経営基盤の強化に努めること。

平成 12 年 4 月 21 日 衆議院法務委員会

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案並びに犯罪被害者等の 保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案に対する附帯決議

- 一 政府及び国の関係機関は、犯罪被害者等に対する保護及び配慮が喫緊の課題であることにかんがみ、両法律の趣旨を広く周知徹底すること。
- 二 政府及び国の関係機関は、両法律について、犯罪被害者等の保護の趣旨とともに、 刑事司法の適正な運営及び反対尋問権の保障を含む被告人の権利に配慮しつつ、適 正な運用の確保に努めること。
- 三 政府は、現行法上採り得る犯罪被害者等の保護に資する措置については、両法律の施行前においても、両法律の趣旨を踏まえた運用がなされるよう努めること。
- 四 政府は、犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇 を保障されるべき存在であることにかんがみ、関係省庁の密接な連携及び民間支援 組織との協力の下に、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び社会復帰を支援するた め、犯罪被害給付制度の拡充、民間の被害者支援組織等への援助、犯罪被害者等に

対する相談・カウンセリング体制の整備等の精神的支援、経済的支援などを含めた総合的な犯罪被害者対策の推進に努めること。

平成 12 年 5 月 11 日 参議院法務委員会

刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案並びに犯罪被害者等の 保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案に対する附帯決議

犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、それにふさわしい処遇が保障されるよう、 犯罪被害者等に対する支援を更に充実するため、次の諸点について格段の配慮をすべき である。

- 一 政府及び最高裁判所は、犯罪被害者等の保護及び配慮が喫緊の課題であることにかんがみ、両法律の趣旨を広く周知徹底すること。
- 二 政府及び最高裁判所は、両法律の施行に当たっては、犯罪被害者等の保護に十分 に配慮するとともに、反対尋問権の保障を含む被告人の権利を不当に制限すること のないよう、刑事司法の適正な運営の確保に努めること。
- 三 政府は、犯罪被害者等の権利に関する国民の関心と理解を深めるための教育及び 啓発に努めるとともに、犯罪捜査に従事する者に対し、犯罪被害者等の人権、心身 の状況等に関する理解を深めるための研修・訓練を行うこと。
- 四 政府は、犯罪被害者等に対する経済的支援の必要性にかんがみ、犯罪被害者等給付金支給制度の拡充に努めるとともに、被害回復に資するための新たな支援制度について検討すること。
- 五 政府は、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び社会復帰を支援するため、犯罪被害者等に対する相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者等の安全・生活の平穏の確保、民間の被害者支援組織等への援助等精神的・経済的支援を含めた総合的な犯罪被害者対策を、関係省庁の密接な連携の下に推進すること。
- 六 政府は、犯罪被害者等支援の観点から、司法制度改革審議会の審議結果等を踏ま え、検察審査会制度の在り方について検討すること。

平成 12 年 10 月 31 日 衆議院法務委員会 少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一 少年審判における事実認定手続及び検察官送致の在り方について、実務の運用を 見ながら、今後とも検討を行うこと。
- 二 観護措置期間を更に延長できるものとすることの要否について、実務の運用を見ながら、引き続き検討を行うこと。
- 三 少年法の適用年齢を二十歳に満たない者から十八歳に満たない者に引き下げることについて、時代の変遷、主要各国の現状、選挙権年齢等他法令に定めるその他

の年齢区分との均衡を勘案しつつ、検討を行うこと。

- 四 悪質重大な少年事件で、社会的に正当な関心事であるものにつき、少年に係る記事等の掲載の禁止を定める少年法第六十一条に例外規定を設けることについて、司法判断等の動向をも踏まえ、検討を行うこと。
- 五 少年の健全育成及び非行防止のための施策並びに非行少年の更生保護など社会 復帰のための施策を充実・強化すること。
- (注:少年事件の処分等の在り方の見直し,少年審判の事実認定手続の適正化及び被害者への配慮の充実を三本柱とする改正)

平成 12 年 11 月 24 参議院法務委員会

少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次代を担う少年の健全育成に関する総合的な施策を充実、強化するとともに、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一 少年審判における事実認定手続及び検察官送致の在り方については、少年法の本 旨及び実務の運用を踏まえて、今後とも検討を行うこと。
- 二 刑事処分可能年齢を十四歳に引き下げることに伴い、少年受刑者の教育的観点を 重視した処遇に十分配慮し、矯正処遇の人的・物的体制の充実・改善に努めること。
- 三 観護措置期間の上限の在り方については、実務の運用を見ながら引き続き検討すること。
- 四 公的付添人制度の在り方については、国選による制度や法律扶助制度等を勘案しつつ、鋭意検討すること。
- 五 少年法の適用年齢については、選挙権年齢等の成年年齢の在り方、世論の動向、 時代の変遷、主要各国の現状、婚姻年齢等他の法令に定める年齢区分との均衡等を 勘案しつつ、鋭意検討を行うこと。
- 六 悪質重大な少年事件等、社会的に関心を集める事件については、少年のプライバシーの保護の重要性に配慮しつつ、犯罪原因を究明し、同様の犯罪の防止に資する 方策及び少年法第六十一条の在り方についての研究に努めること。
- 七 少年事件における家庭裁判所の役割が重要であることにかんがみ、調査体制の充 実等その機能の拡充に努めるとともに、少年問題に関する地域的ネットワークの構 築等にも努めること。
- 八 被害者の保護については、法整備を含め、関係省庁の密接な連携の下、精神的・ 経済的支援などの総合的な施策の更なる推進に努めるとともに、諸外国において実 施されている修復的司法について、その状況を把握し、必要な措置を検討すること。

平成 14 年 4 月 4 日 参議院法務委員会

更生保護事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につき格段の努力をすべきである。

- 一 犯罪者等の自立更生を図るためには、社会全体の理解と協力が不可欠であることにかんがみ、更生保護に係る法体系について、更生保護基本法の検討を含め、国民に分かりやすい制度となるよう関係法律の整備・統合に努めるとともに、更生保護施設の運営について、その広報・啓発活動を行うなど、地域に開かれた更生保護施設の実現に向けて必要な施策の推進に努めること。
- 二 更生保護について国の果たすべき責任がより重要性を増していることにかんが み、更生保護法人の経営基盤の強化を図るため、委託費及び施設整備費等国の財政 措置の在り方について検討を加えるとともに、更生保護施設と保護観察実施機関や 民間協力団体との連携を一層密にして、犯罪者等の更生と社会復帰のための処遇機 能を強化すること。
- 三 更生保護施設の職員体制の整備を図るため、職員の配置の充実に引き続き努めるとともに、処遇に特段の配慮や専門性を必要とする者の増加に対処するため、生活技能訓練等の専門的処遇の普及・定着のための職員の研修の実施等に努めること。
- 四 更生保護事業が、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与することにかんが み、より地方公共団体の必要な協力を得ることができるよう努めること。
- (注:継続保護事業が行う保護内容に「職業を補導し,社会生活に適応させるために必要な生活指導」 を新たに加え,一時保護事業及び連絡助成事業につき,許可制から届出制に改め,併せて事業経 営の透明性の確保に関する規定の整備を行ったもの)

平成 14 年 5 月 17 日 衆議院法務委員会 更生保護事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 更生保護に係る法体系については、今後の社会情勢及び犯罪情勢の変化に対応 し、国民に分かりやすい制度となるよう、更生保護基本法の検討を含め、関係法律 の整備・統合に努めること。
- 二 更生保護法人の経営基盤を強化するため、委託費及び施設整備費等国の財政措置 の在り方について検討を加え、更生保護施設のなお一層の改善・充実を図ること。
- 三 更生保護施設における処遇を充実強化するため、更生保護施設職員の配置の確保に努めるとともに、犯罪者の改善更生という高度に専門的な業務を担うにふさわしい職員を養成するため、職員に対する研修の一層の充実に努めること。
- 四 犯罪者の社会内処遇には、地域社会の理解と協力が不可欠であることにかんが み、更生保護に関する広報・啓発活動を積極的に行うとともに、地方公共団体・そ の他の関係機関との連携に必要な施策の推進に努めること。
- 五 公益事業及び収益事業に係る省令を定めるに当たり、更生保護法人が行うことができる収益事業の収益を充てることができる公益事業の範囲を可能な限り広範囲

になるよう配慮すること。

平成 17 年 4 月 8 日 衆議院法務委員会

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 刑事施設における過剰収容状況を早期に解消し、単独室原則を考慮した居室環境や一日一時間を目標とした運動環境の検討を含め、被収容者の生活環境の一層の改善を図るとともに、刑事施設職員の苛酷な執務環境を改善するため、必要かつ十分な予算を確保し、刑事施設の人的・物的整備に努めること。
- 二 刑事施設における十分な医師等を確保し、地域医療との連携を更に強化し、矯正 医療体制の充実に努めること。また、医療上の措置を必要とする受刑者に対しては、 できるだけ受刑者本人の診療希望に配慮すること。
- 三 外部通勤及び外出・外泊制度等については、本制度が導入された趣旨を踏まえ、 対象者の選定などにおいて、適切な運用に努めること。
- 四 刑事施設視察委員会は、幅広く各界各層から委員を選任することとし、委員会が 刑事施設の長に述べた意見は、本制度が導入された趣旨にかんがみ、十分尊重する こと。
- 五 薬物犯罪者や性犯罪者を含む受刑者の再犯を防止するため、適切な処遇プログラムの策定、専門的知識を有する民間人の活用、社会の支援体制の強化など、矯正処 遇及び社会内処遇を強化する施策を講じること。
- 六 受刑者の生活及び行動に対する制限については、隔離、保護室への収容、懲罰の 執行中の行動制限などが合理的な限度を超えることがないよう、適切な運用に努め ること。
- 七 代用監獄制度のあり方を含め、未決拘禁者等の処遇等については、日本弁護士連 合会との協議を迅速に進め、早期の法整備の実現に努めること。

平成 17 年 5 月 17 日 参議院法務委員会

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 刑事施設における過剰収容状況を早期に解消し、単独室原則を考慮した居室環境や一日一時間を目標とした運動環境の検討を含め、被収容者の生活環境の一層の改善を図るとともに、刑事施設職員の過酷な執務環境を改善するため、必要かつ十分な予算を確保し、刑事施設の人的・物的整備に努めること。
- 二 刑事施設における医療充実のため、関係省庁とも連携し、十分な医師等を確保するとともに、地域医療との連携の更なる強化に努めること。また、医療上の措置を必要とする受刑者に対しては、できるだけ受刑者本人の診療希望に配慮すること。

- 併せて、精神医療については、出所後も引き続き必要な医療が確保されるよう、体制の整備を検討すること。
- 三 受刑者が社会と良好な関係を維持することが、その改善更生及び社会復帰に不可欠であることにかんがみ、親族との面会については、土曜・休日及び夜間の面会を可能にするための体制整備に努めるとともに、弁護士との面会については、受刑者の権利行使を阻害することのないよう配慮すること。また、外部通勤及び外出・外泊制度等については、本制度が導入された趣旨を踏まえ、対象者の選定などにおいて、適切な運用に努めること。
- 四 刑事施設視察委員会は、弁護士等の法律実務家を始め、幅広く各界各層から委員を選任することとし、委員会が刑事施設の長に述べた意見は、本制度が導入された趣旨にかんがみ、行刑に十分反映させるよう努めるとともに、刑事施設への国民の理解を深めるため、国民にも適切に公表すること。
- 五 薬物犯罪者や性犯罪者を含む受刑者が改善更生し社会復帰することが、再犯の防止につながり、ひいては国民全体の不安解消・利益となることにかんがみ、適切な処遇プログラムの策定、専門的知識・技能を有する職員及び民間人の積極的活用、社会の支援体制の強化など、矯正処遇及び社会内処遇を強化する施策を講じること。特に、処遇プログラムの策定に当たっては、受刑者に責任を自覚させた上での真の改善更生を図るため、被害者等による講演など被害者の視点を取り入れた教育の充実・強化に努めること。また、受刑者の再犯防止には就労の安定も効果的であることにかんがみ、協力雇用主の拡大等を図ること。
- 六 受刑者の生活及び行動に対する制限については、人権尊重の観点から、隔離、保護室への収容、懲罰の執行中の行動制限などが合理的な限度を超えることがないよう、適切な運用に努めること。
- 七 不服審査、事実の申告制度に関して設置される予定の刑事施設不服審査会の委員には、刑事拘禁施設における人権保障や医療の在り方について法務省から独立し優れた識見を有する者を選任すること。また、自ら不服申立てを行う能力のない者についても不服審査書を作成することのできるよう特段の配慮をすること。
- 八 外国人受刑者については、本国における処遇が、その改善更生及び円滑な社会復帰の促進にとってより重要であることにかんがみ、関係国との受刑者移送条約の早期締結に努めること。
- 九 代用監獄制度の在り方を含め、未決拘禁者等の処遇等については、日本弁護士連合会との協議を迅速に進め、早期の法整備の実現に努めること。

2 政府の方針・各種提言等

(1) 21世紀における矯正運営及び更生保護の在り方について(抄) (平成 12 年 11 月 28 日 矯正保護審議会提言)

第2章 21世紀における矯正運営の在り方について

- 第6節 質の高い矯正処遇のための基盤整備
 - 3 職員採用,研修等の在り方
 - (3) 矯正と保護との人事交流等の促進

矯正行政及び更生保護行政における共通の目的は,対象となった犯罪者及び非行少年を 健全な社会人として社会復帰させることにあるが,目的実現のための手法は両行政でかな り異なっている。

ところで,現在,一部の成人矯正施設に駐在の保護観察官が配置されているほか,若手職員については年間数名単位の人事交流が行われ,両行政について相互に学ぶ機会が設けられている。しかし,いずれの制度も両行政の枠組みの中で業務を遂行するにとどまっており,この枠組みを超えてさまざまな問題点を検証し,改善していくための方策が日常的に検討される体制にはない。

したがって,今後より一層緊密な連携関係を築き,処遇の一貫性を高めていくため,矯正及び更生保護分野において指導的立場にあり,行政運営に影響を及ぼすことのできる幹部職員の人事交流を推進していくこと,共同研究を推進するため「矯正保護研究センター (仮称)」を設置することについて検討すべきである。

第3章 21世紀における更生保護の在り方について

第2節 効果的な保護観察処遇の推進

- 1 処遇体制の充実強化
 - (1) 協働態勢の維持・強化

保護観察の実施体制は,更生保護に関する専門的知識を有する保護観察官と地域に精通した民間篤志家である保護司との協働態勢を基軸としている。そして,保護観察官の処遇関与については,分類処遇制度や類型別処遇制度の拡充のほか,若手保護観察官育成のための処遇実習官制度による直接処遇の導入など,その関与の度合いは年々強化されつつあるが,保護観察官数の不足等の理由からやむを得ず日常的な処遇の大部分を保護司が担当している実情にある。

しかし、保護観察処遇の展開の基盤である地域社会に大きな変化があり、さらに処遇困難事件が逐年増加し、保護観察の再犯防止機能が十分に発揮されにくい状況となっているなど、これまでのように保護司に日常的な処遇の大部分を期待するのは困難な状況に立ち至っていると認められる。

そこで、特に複雑困難な問題を抱えた対象者につき、保護観察官の直接的関与を深める

などして、保護観察処遇の基軸である協働態勢を強化し、保護観察の充実を図るため、保 護観察官の大幅な人員増が強く望まれる。

加えて,保護観察官は,犯罪者処遇の専門家としての処遇能力の向上を図ること,保護司は,地域性を生かした処遇能力の向上を図ることがそれぞれ必要である。また,保護司組織においては,協力雇用主を始めとする社会資源の開拓,関係機関との連携を推進し,個々の保護司への支援体制を強化することが望まれる。

(2) 執務体制の整備

行政改革により,更生保護官署においても予算や定員面に関して今後更に厳しい状況が 予想されることから,執務体制の整備は必須の課題である。そこで,事件管理の合理化, 事件処理の迅速化を推進するため,個人情報の保護に配慮しつつ,情報通信技術の発達を 踏まえたコンピュータによる事件管理システムを推進していくことが必要である。

そのほか,従来の地区担当官制度を基本としつつ,必要に応じて複数の保護観察官が対象者を担当する複数主任官制,交通班,薬物班などの機能別の班を保護観察所に置くことなどについても検討することが望まれ,加えて,定期駐在を活用して対象者宅や学校訪問などのフィールドワークを積極的に行うなど,地域に密着した機動力ある保護観察を実施できる体制作りを更に推進していく必要がある。

(3) 関係機関との連携強化

社会の変化は、保護観察対象者にも大きな影響を及ぼし、抱える問題も複雑多様化している。これらの諸問題に的確に対応するため、刑事司法機関のほか、医療、教育、福祉等の関係機関とも連携を進め、迅速かつ的確な情報交換を行うことが肝要であり、法整備を含めた相互協力体制を整えることが求められている。

また,矯正施設における処遇や地方更生保護委員会の仮釈放準備調査結果等を反映させた一貫性のある保護観察処遇を実現するために,矯正施設,地方更生保護委員会,保護観察所間の連携を更に強化していく必要がある。

2 保護観察処遇の在り方

保護観察処遇をめぐる諸状況の変化の中で、保護観察処遇を効果的に行うためには、保護観察分類処遇・保護観察類型別処遇等の施策の推進、社会参加活動等処遇方法の多様化さらには犯罪被害者に配慮した保護観察処遇の在り方の検討が必要となる。

(1) 保護観察分類処遇制度の推進

昭和46年から交通事件対象者を除く保護観察対象者を処遇の難易という観点から2つに分類し、処遇困難が予測される対象者については、保護司による処遇に加えて、保護観察官が積極的に処遇に関与するという保護観察分類処遇制度を実施し、昭和61年にその有効性を高めるため分類基準を改め、以来今日まで、分類処遇制度は、保護観察における中核的な制度として処遇の効果的実施に寄与してきた。

この間, 当審議会においては, 昭和62年2月開催の第26回矯正保護科学部会におい

て分類処遇制度を審議し,処遇困難の概念は多義的で,時代背景にも影響されることから,常に分類基準の妥当性,相当性の検討が必要なことを指摘したところであるが,社会情勢の変化に応じて,今後とも分類基準やそれに基づいた処遇活動について妥当性,相当性の調査研究を行い,その有効性を高めることが肝要である。また,将来的には類型別処遇制度との統合も視野に入れて制度全般を見直すことも課題とすべきである。

(2) 保護観察類型別処遇制度の推進

当審議会は、シンナー等乱用少年に対する保護観察については昭和56年3月開催の第20回矯正保護科学部会において、校内暴力少年に対する保護観察については昭和56年12月開催の第27回更生保護部会において、低年齢少年に対する保護観察については昭和57年11月開催の第28回更生保護部会において、覚せい剤事犯対象者に対する保護観察については昭和58年12月開催の第23回矯正保護科学部会において、それぞれ保護観察処遇の効果的実施の観点から審議したところである。

この審議経過を踏まえ,平成2年4月から保護観察対象者の持つ問題性その他の特性を, その犯罪・非行の態様,環境条件等によって類型化して把握し,各類型ごとにその特性に 焦点を当てた効果的な処遇を展開する保護観察類型別処遇制度が実施されている。

この制度は,処遇困難な事案,処遇上周到な配慮を要する事案等を,シンナー等対象者,無職少年対象者,暴力組織関係対象者,精神障害対象者等の10種類に類型化して把握しようとするもので,類型該当対象者に対する有効適切な処遇方策の確立に寄与していると認められる。

この制度導入以来10年経過し、その後の社会情勢の変化にかんがみ、昨今の状況に対応するため、外国人対象者、高齢対象者等新たな類型の策定を検討するとともに、各類型の処遇指針についても再検討することが必要である。

(3) 長期刑仮出獄者の保護観察の充実

長期刑仮出獄者については,長期間の社会からの隔離により生活,就職,家族関係等に 困難な問題を抱え,再犯があったときは,深刻な事態に至ることも少なくないことから, 仮出獄の審理において特段の配慮をするとともに,仮出獄当初の一定期間更生保護施設に 帰住させて社会適応訓練等を行う中間処遇制度の運用が昭和54年から実施されていると ころである。

この施策は,当審議会における昭和47年12月開催の第5回矯正部会・更生保護部会合同部会及び昭和54年6月開催の第25回更生保護部会での審議を踏まえて実施されたものであり,最近では長期刑仮出獄者の大部分がこの中間処遇制度の適用を受けて円滑に社会復帰している。

今後とも,長期刑仮出獄者は,社会復帰に相当の困難が伴うものと予想されることから, 仮出獄の審理及び仮出獄後の保護観察について更なる充実を図ることが求められる。

(4) 犯罪被害者に配慮した保護観察処遇の推進

平成12年5月,犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法

律等が公布され,犯罪被害者対策が講じられるともに,現在,検察庁においては犯罪被害者に対する通知が行われているなど,刑事司法各分野で犯罪被害者に配慮した各種施策が 実施されている。

保護観察処遇においても、対象者の改善更生を図る上で、地域社会及びその一員である 犯罪被害者との融和は重要であり、組織体制の整備や研修の充実を含め、犯罪被害者に配 慮した施策の推進を検討する必要がある。

(5) 社会参加活動の充実強化

社会参加活動は,平成6年から実施された短期保護観察における課題指導の一つとして 導入されたもので,対人関係能力や社会性の未熟さがうかがわれる対象者の社会適応を促 進するための一方法として位置付けられている。

社会参加活動に関しては,当審議会において,平成8年2月開催の第35回矯正保護科学部会及び平成11年2月開催の第38回矯正保護科学部会で審議したところであり,その有効性にかんがみ,短期保護観察以外の対象者への参加の呼び掛け,奉仕活動に加え体験型活動を加えるなど活動の種類の多様化,奉仕活動先の開拓等を図り,社会参加活動を充実強化することが必要である。

(6) 民間協力団体等との連携の強化

保護観察対象者の抱える問題の質によっては,処遇を展開する上で民間協力団体等の協力を求めることが有効と認められる事案も少なくない。例えば,薬物依存,アルコール依存等の問題を抱える対象者に断酒会等の各種の自助グループに参加させることも考えられる。当然のことながら,自助グループへの参加は,対象者の参加意欲が前提であり,各種自助グループの枠組みと限界を承知した上で,自助グループへの参加を勧めることを,処遇の選択肢の一つとして検討することが望まれる。

また,中学生の対象者の処遇に当たっては,スクールカウンセラー,精神状態が不安定な対象者の処遇に当たっては,精神保健関係者,心理関係者等の専門家の協力を得ることが効果的であり,保護観察対象者の問題や特性に応じてこうした専門家の援助が得られる体制の整備を図る必要がある。

さらに,高齢対象者等就労・医療等で特別の配慮を要する対象者が増加傾向にあり,補 導援護の充実強化が必要となっている。公共職業安定所,福祉事務所,社会福祉関係者等 との一層の連携・協力の強化が望まれる。

(7) 処遇の場としての更生保護施設の活用

更生保護施設は主に仮釈放者の帰住先として活用されているが,地区の保護観察対象者の生活訓練,環境調整等の必要性に応じ,更生保護施設を活用し,更生保護施設の行うSST等のプログラムを受講させるなど,更生保護施設の処遇を有効に活用することが望まれる。

(8) 保護者等に対する積極的働き掛け

少年の保護観察対象者については、保護者の教育・しつけ機能が低下したり、保護者自

身が問題を抱え、それが非行原因となっていると思われる事例も少なくないことから、家族に対する働き掛けを積極的に行い、家族療法を取り入れるなどして、少年の改善更生に望ましい家庭環境を整えることが望まれる。

また,近年,好ましい食習慣と豊かな心を身に付けさせる「食育」が注目され,食には,必要な栄養を摂取するほかに,家族団らんの場を提供する等の機能があることなどを考えると,家族関係の改善を図り,健全な成長を助長するために,保護者に対し,少年が食生活を改善し,健全な生活習慣を獲得できるよう働き掛けることが望まれる。

(9) 適宜,適切な措置の実施

保護観察対象者に対する処遇においては、以上のような施策の充実を図り、改善更生を助けていくことが必要であるが、中には社会内処遇の限界を超える事例、あるいは再犯に陥りやすい事例がないわけではない。こうした事例にあっては、再犯に陥る前に、遵守事項違反による仮出獄の取消し、執行猶予の取消し、戻し収容等の措置を積極的に行い、再犯を未然に防止することも肝要である。

また, 改善更生が図られた事例については, いたずらに保護観察処遇を長く継続することなく, 保護観察の解除, 仮解除等の良好措置を適切に行うことも大切である。

(10) 処遇効果の検証等

行政の透明化が叫ばれ,政策評価等に対する国民の関心が高まりつつある今日,保護観察処遇においてもその有効性に対する説明責任が求められてきている。

もとより,刑事司法の分野における評価については様々な要素が絡み,困難が伴うが, 保護観察実施に伴う費用対効果のバランスには常に留意し,処遇効果や有効性の検証の在 り方についても,実施体制を含む具体化のための検討を重ねる必要がある。

第3節 仮釈放制度の適正な運用

1 矯正施設収容中の者の環境調整の充実

仮釈放を許すに当たっては,仮釈放後の帰住予定地が本人の改善更生の場にふさわしいか否かを的確に調査するとともに,その環境を整え,円滑な社会復帰を図るための措置を講ずる必要がある。そこで,保護観察所においては,本人が矯正施設に収容されているときから,保護観察官又は保護司に引受人その他の関係者と面接させるなどして,引受人及びその家庭の状況,本人の犯罪又は非行に対する社会の感情,被害者の感情及び被害弁償の状況,釈放後の生計の見込み等を調査し,必要な調整を行っている。

矯正施設収容中の者の環境調整は,事後の保護観察の成否をも左右するものであるから, 具体的な調整方針を策定し,帰住予定地について綿密かつ計画的な調査を実施するととも に,家族関係の調整や病院,福祉事務所等の関係機関や団体との連絡調整を積極的に実施 することが望まれる。特に,非行の重大性等により,少年の持つ問題性が極めて複雑・深 刻であるため,その矯正と社会復帰を図る上で特別の配慮を必要とする者(G3事案)や 特別に被害者に配慮を要する事案などについては,保護観察官が直接環境調整を行うなど して,環境調整の充実を期すべきであり,このために組織体制の整備や研修の充実を図る必要がある。

2 仮釈放準備調査と仮釈放審理の充実

仮釈放準備調査は、地方更生保護委員会の保護観察官が、矯正施設収容者について応当日(仮釈放資格取得に必要な法定収容期間)を経過する前から資料の収集、分析、受刑者との面接調査等を実施し、帰住予定地を管轄する保護観察所や矯正施設との連絡を保ち、環境調整及び仮釈放審理の充実に資すること等を目的に実施され、制度として定着している。また、地方更生保護委員会の保護観察官が成人矯正施設に駐在し、仮釈放準備調査の充実、成人矯正施設との連携強化を図っているところであるが、大規模刑務所10施設に限られており、その拡充について組織体制の整備を含めた対応が必要である。

ところで近年,複雑,深刻な問題性を抱える受刑者や少年院在院者,外国人受刑者などが増加し,また,高齢受刑者など特別の配慮を要する事案も今後一層増加することが見込まれる。

このような情勢の中で,仮釈放を適正に運用していくためには,これまでも仮釈放審理の中で配慮されてきたと思われるが,いわゆる矯正施設適応者としてではなく,保護観察によって真に社会に適応可能な者か否かを適切に見極めることが仮釈放審理上重要であり,審理機能の充実が一層望まれる。加えて,仮釈放審理の充実及び仮釈放後の保護観察に資する観点から,参考情報を得るため刑事訴訟確定記録をより積極的に活用することとし,さらには本人の心身の状況及び犯罪の傾向等について専門家の所見を求めるとともに,事案に応じて被害者の感情を聴取する機会を設けるなどして,必要な情報の収集に努めるべきである。

なお,地方委員会委員の一人当たりの面接審理件数が年間300件にも及んでいる現状にかんがみると,効率的,合理的な事件処理の在り方について検討するとともに,将来的には,人的体制の強化を図ることが望まれる。

3 仮出獄の適正な運用

仮出獄の運用に当たっては,仮出獄の要件を満たす者については極力仮出獄を許して保護観察を実施し,指導監督及び補導援護を行うことによりその改善更生を図ることとし,そのために十分な処遇を行うための仮出獄期間を確保する必要がある。 このような観点から,当審議会においては,昭和58年12月開催の第29回更生保護部会において審議し,その結果を踏まえ,昭和59年以降,仮出獄の適正かつ積極的な運用の施策が行われ,仮出獄率の上昇及び仮出獄期間の伸張に相応の改善と成果を挙げて今日に至っていることがうかがわれるところである。

仮出獄の運用に関し,将来的にも保護と矯正とが緊密に連携し,仮出獄の対象及び時期 の選択について一層適正に行われるよう配意する必要がある。

第4節 更生保護官署における人材確保と育成

1 更生保護官署における必要な定員の確保

我が国の更生保護制度は、保護司を始めとする民間更生保護関係者の力を大きく活かしながら、いわゆる官民協働の態勢により推進されてきたもので、この点に我が国の更生保護の特質が認められる。

しかし,制度当初の事情から,極めて不十分な保護観察官定員という組織体制で発足し, それが今も十分に解消されていないため,著しく少数の保護観察官が保護司を始めとする 多数の民間更生保護関係者に多くを依存しながら,保護観察業務を実施している実情にあ る。

保護司等の民間更生保護関係者に多くを依存してきたことは,結果的には,地域性・民間性を活かした保護観察,犯罪予防活動等の実施が可能となり,かつ,「簡素・効率的な行政」の要請にこたえてきたという肯定的な一面はあるが,他面,保護観察官の数の少なさは,対象者に対する保護観察官による積極的処遇関与を困難なものとし,保護司の負担感を増大させている。

このような事態を根本的に改善し、保護観察官と保護司とが本来の在るべき役割分担を して、両者の本来的な機能をいかんなく発揮していくには、保護観察官を増員し、質的に 高い必要最小限の人員を確保していく必要がある。

ところで、こうした状況について、当審議会は、既に昭和47年12月13日、「保護観察官の絶対数が不足しているため、保護観察の実施をはじめとする保護観察所事務のかなりの部分がやむなく保護司にゆだねられ、民間人に期待しうる限度を越えて、複雑、困難な部分まで処理せざるを得ない実情にある。このような事態は、更生保護行政の前進をも阻害する結果となっているので、速やかに保護観察官の大幅な増員を図り、保護司の負担を軽減するとともに、保護司の能力差によって更生保護行政に著しい不均衡を生じることのないように措置する必要がある。」旨の一部答申を行っている。その後、更生保護官署の職員定員は、1、264人(昭和48年度定員)から1、353人(平成8年度定員)まで増員されたものの、その後減員に転じ、平成12年度定員は1、341人となっており、依然として保護観察官数の大幅な不足が認められ、同答申において摘示したような問題状況は、今なお改善されたとは言い難い状況にある。

さらに,我が国は,犯罪情勢の悪化,地域社会の変貌等情勢の大きな変化に直面している。すなわち,保護観察対象者の質的な変化が顕著に認められる上,家庭や地域等の環境の変化によって,本人の更生を促すための協力を地域社会から得られにくくなっていること,都市化の進展等によって地域性を活かした保護司の活動が展開し難くなっていることなどが認められる。こうした状況下において,今後も官民協働態勢を維持していくには,従来にも増して,保護観察官の積極的な関与が求められるのであって,そのためにもまた,保護観察官の増員を図り,必要な定員を確保することが不可欠である。

2 職員の能力向上

必要な定員の確保と併せて,更生保護官署組織の質的な充実を実現するには,個々の保護観察官の能力の向上を図ることが必要不可欠である。そのためには,犯罪者・非行少年処遇の専門家として求められる能力・知識を明確化した上で,人間科学・行動科学の知見を踏まえた種々の処遇技法を習得させて保護観察官の処遇能力を向上させるよう,中央研修,委託研修及び各庁の自庁研修の内容及び実施体制を強化することが必要である。また,実務においては,対象者の自宅を訪問して面接するなどのいわゆるフィールドワークを中心とした処遇活動を積極的に行わせることを通じて幅広い処遇経験を積ませるとともに,保護司を始めとする民間ボランティアとの協働態勢を深める能力や,地域の社会資源を把握し,ネットワークを広げる能力等の向上を図るために,経験の乏しい保護観察官に対する指導助言体制を強化し,その内容を充実させること,外部専門家による専門的な知見を保護観察の処遇及び保護観察官の育成に反映させること,さらには,矯正等の刑事司法各機関のみならず,教育,福祉機関等との人事交流を促進し,関係機関において多様な実務を経験させるなどの方策を推進することが重要である。

第5節 保護司制度の充実強化

保護司は、現行の更生保護制度の発足当初から、保護観察の実行機関として、また、犯罪予防活動の推進者として我が国の更生保護を担っている。しかし、近年、核家族化等家族形態の急速な変化により、また地域社会における連帯感が失われていく中、地域社会のために献身的に奉仕しようとする人を得ることは次第に難しくなっており、特に保護司については、社会一般の理解が必ずしも十分でないこと、職務の内容、困難性等から敬遠されがちであること、職務に比較して評価・待遇が必ずしも十分ではないと思われていることなどが相まって、保護司の適任者を確保することは従前にも増して困難となることが予測される。

当審議会は、昭和47年の「保護司制度の運用に関する諸問題についての一部答申」において適材の確保、高齢化対策について提示したところ、以後、改善措置が講じられてきたと認められ、また平成10年の「保護司制度の充実強化に関する建議」に基づいた保護司法の一部改正がなされるなど、保護司制度については相当な改善がなされているものと認められるが、近年の著しい社会情勢の変化にかんがみると、今後とも一層保護司に適任者を得るための具体的方策を実施し、また、保護司の資質の向上及び待遇の改善を図ることが緊要の課題であると思われるので、以下のとおり提言する。

1 国民各層から適材を得る方策

保護局においては、昭和47年の一部答申に示された趣旨を踏まえて、保護司に適材を 得るための具体的方策を講じ、例えば、"社会を明るくする運動"を始め、あらゆる機会 を通じて保護司制度や保護司の活動を紹介するなどの広報に努め,また,教職退職者等専門的知識を有する者についても保護司として積極的に登用していることがうかがわれる。 さらに,平成11年施行の改正保護司法においては,保護司及び保護司組織に対する地方公共団体の協力が規定されたことから,保護司適任者を得る上で地方公共団体の協力も得やすくなったものと考えられる。

しかし、保護観察事件に占める少年の割合が増加して既に7割を超えており、若い保護司の確保が必要であるところ、保護司の平均年齢が年々上昇している現状にある。このような現状にかんがみると、若い保護司を確保することが容易ではなく、今後も、ますます難しくなるものと考えられる。

今後とも前記の一部答申に沿った施策を更に展開する必要があるので,保護司に適材を得るための具体的方策を更に強化し,改正保護司法の趣旨を踏まえて,地方公共団体との連携を一層緊密にするとともに,保護司の選任過程の透明性をさらに高めながら,学校関係者や社会福祉関係者等幅広い分野から保護司の適任者の推薦を得るなどして,保護司候補者を確保することが特に重要である。また,改正保護司法においては,保護司の人材確保の促進に関する活動が保護司会の任務の一つとされたことから,保護司会においても保護司候補者の確保及び育成についての努力が組織的に行われるよう助言・指導に努めるべきである。

2 保護司研修の充実

保護司は,更生保護の中心である保護観察の担い手であり,その資質の向上を図ることは極めて重要である。従来から,新任研修,第 1 次研修,第 2 次研修等の定例的な研修が全国で実施されており,保護司の資質の向上のために相応の成果を上げているところである。しかし,保護観察においては,その処遇についても困難さを増しているほか,犯罪予防活動等における保護司組織の役割が大きくなっていることなどから,研修の在り方になお一層の工夫が求められるところである。

研修内容については,犯罪情勢とその背景事情,地域社会の状況,特に子どもを取り巻く環境,保護観察対象者の問題性に対応した処遇技法,保護司組織の運営,犯罪予防活動の効果的な推進方法等に関するものが望まれる。また,研修方法については,ビデオ等のビジュアルな教材を活用するほか,事例研究,討議を取り入れるなどして一層効果的な研修とするための工夫が必要である。

3 保護司の待遇の改善等

重要かつ困難な職務に精励する保護司の労苦に報いるため,栄典,表彰その他その貢献 が社会的に評価される方策を検討することが肝要である。

現在,保護司には活動に要した費用の全部又は一部が実費弁償というかたちで支給されているところであるが,昭和47年の一部答申において「保護司の経済的負担を軽減する

こと」を指摘した。実費弁償金については,年々増額が図られており,改善の努力が認められるが,保護司が活動のために要する経済的負担は依然として大きいものであり,引き続き実費弁償金の増額に努める必要がある。

さらに,保護司法の改正に伴い,保護司組織の役割の重要性が一層高まったことにかんがみ,地区保護司会等の事務局体制の整備に国としても相応の措置を講じる必要がある。

第6節 更生保護施設の充実強化

更生保護施設は,更生保護の黎明期である明治時代から民間篤志家の発意によって創設され,以来,関係者のたゆまぬ努力と慈愛の精神に支えられながら,犯罪・非行をした者の更生とその社会復帰に大きく貢献するとともに,国が行う保護観察,仮釈放といった更生のための措置を円滑に実施する上で不可欠な存在として機能してきた。

しかしその一方で,多くの施設が,経営困難,施設の老朽化等の課題を抱えながら運営されている実情にあったことから,当審議会においては,これらの諸課題に対する抜本的な対応策を提起するため,昭和60年10月に「直接保護事業を行う更生保護会の処遇体制の整備及び施設改善の促進に関する建議」を,平成5年10月に「直接保護事業を営む更生保護会の保護施設の整備の促進に関する建議」を,そして平成7年2月には「更生保護事業の充実強化に関する建議」をそれぞれ行った。これらの建議にのっとり,平成6年には更生緊急保護法の一部改正がなされ,これに応じた予算措置として「更生保護施設整備費補助金」が創設され計画的な施設整備の促進が可能になったほか,平成8年の更生保護事業法の施行により,更生保護法人制度が新たに創設され,事業主体の地位向上が図られるとともに,社会福祉法人と同等の税制その他の優遇措置が採られ,また,地方公共団体の協力が得られるなど,更生保護施設をめぐる制度面の整備については,近年急速な進展を見たところである。

このように,いわゆるハード面の枠組みが整いつつある現在,更生保護施設は,そのソフト面,すなわち処遇機能の充実を目指す段階に入ったと考えられる。

近時,更生保護施設は,その入所者の約7割が仮出獄者を中心とする保護観察対象者で占められていることから,効果的な保護観察処遇の場として機能することが強く求められている。さらに,高齢・病弱者,累犯者,薬物・アルコール依存者等自立更生を図るに当たって特別の配慮を要する入所者の割合も高く,このような状況のもと,多様な問題を抱えた入所者に対応した有効で幅広い処遇を提供し得る機能を備えた施設となっていくことが,刑事政策上極めて重要であるばかりか,更生保護施設が将来にわたり地域社会で確固たる信頼を得ながら存立していくためにも重要な課題となっている。

当審議会においては,既に平成11年9月に「21世紀における更生保護の在り方について-更生保護施設における処遇機能の充実強化を図るための方策について-」審議したところである。この審議結果を踏まえ,更生保護施設の処遇機能の充実を図るための方策に関し,以下のとおり提言するものである。

1 更生保護施設整備の計画的推進

更生保護施設整備費補助金が創設されて以来,同補助金によって改築又は補修を行った施設は26施設に及んでおり,老朽化した施設の計画的な改築等が進められているところである。もとより更生保護施設の整備は,単に居住環境と安全,衛生面の改善に資するだけでなく,入所者の更生意欲を高め,処遇効果の向上にもつながるものであることから,今後も国庫補助金を始めとする施設整備資金の確保に努め,中長期的な施設整備計画のもと,その着実な推進に努める必要がある。

また,施設整備に当たっては,更生保護施設にふさわしい居住環境の確保とともに,集団処遇や地域住民との交流を可能とする集会室の設置,高齢入所者の増加に対応したバリアフリー化を進めるほか,居住の個室化を含め更生保護施設にとってよりふさわしい設備の在り方について,多角的な観点から検討することが望まれる。

2 更生保護施設の職員体制の整備

更生保護施設において入所者の補導に当たる職員数は,定員20名の平均的規模の施設において予算上3名の配置であり,それ以上の職員の雇用は,経営基盤がぜい弱であるために困難であることが通例である。このような少ない職員体制のもと,更生保護施設における勤務は早朝から深夜にまで及ぶほか,宿日直が多く,休暇も満足にとれないなど,職員に過重な負担を強いており,更生保護施設職員に新たな処遇上の試みを取り入れるだけの余裕に乏しいのが実情である。一方,更生保護施設職員には,入所者の心身の状態の変化等をいち早くとらえて適切な対応を採ることや新たな処遇上の試みを取り入れることが求められ,このためにも入所者とのコミュニケーションを十分に確保できる人的体制の整備が必要である。

このように,更生保護施設の職員体制の整備は緊急な課題であり,職員の勤務実態の的確な把握を行った上,補導に当たる職員の増配置,集団処遇補助者等の外部の処遇協力者を導入するための経費等に係る予算措置を講ずる必要がある。

また,犯罪者の改善更生という高度に専門的な業務を担うにふさわしい施設職員を養成するために,職員研修経費について予算措置を講ずるなどして,研修の一層の充実に配慮する必要がある。

さらに,重要かつ困難な職務に精励する施設役職員の労苦に報いるため,栄典,表彰その他その貢献が社会的に評価される方策を検討することが肝要である。

3 更生保護施設における処遇の充実強化

更生保護施設は,かつては身寄りのない刑余者等に衣食住を提供することを主な役割としてきたが,現在では,委託される者の大多数が保護観察対象者となっているなど,保護 観察における処遇の場として期待されるところが大きい。こうした現状にかんがみ,更生 保護施設が更生緊急保護にとどまらず,保護観察を行うにふさわしい処遇機能を備えるとともに,法的にも保護観察処遇の中で利用できる施設として明確に位置付けるための措置を講ずることが急がれる。処遇機能の強化に関しては,特に以下の点に留意する必要がある。

(1) 個別処遇の充実

入所者のうちに高齢・病弱者,累犯者等処遇に特別の配慮を要する者が増加する傾向にあることから,その特性に応じた適切かつ計画的な処遇を実施するほか,職業安定所,医療・福祉機関,協力雇用主等の関係機関・団体との連携を一層強化し,入所者に適時適切な援助を与えられるように努める必要がある。

また,更生保護施設における処遇機能の充実を図る上で,施設職員間のコミュニケーションが重要であり,入所者の心身の状況,生活態度,問題状況等について情報交換し,職員間で活発な意見交換を行える体制づくりに,より一層配慮する必要がある。

(2) 集団処遇その他の処遇プログラムの導入促進

入所者は,個別には様々な問題を抱えながらも,全員が自立更生という共通の目標を持ちながら集団生活を営んでいるものであり,こういった集団の持つ力を処遇に生かす技法の導入は,更生保護施設の処遇の幅を広げる意味で有効と考える。

特に、SSTは、すでに複数の更生保護施設で導入され、高い処遇効果が認められているところであり、その全国的普及を図るべきである。その他薬害教育、断酒会等の集団処遇、医療、教育等の外部協力者を導入して行う専門的処遇など、更生保護施設において有効と考えられる処遇プログラムについては、事例を集積して全国的に紹介するなどして、その積極的な導入を促進する必要がある。

(3) 中間処遇制度の充実

中間処遇制度は,仮出獄当初に更生保護施設において社会適応訓練を中心とした集中的な処遇を行うことにより,その後の保護観察の充実と円滑な社会復帰の促進等に資することを目的とするものであり,長期刑仮出獄者(無期刑及び執行すべき刑期が8年以上の仮出獄者)がその実施対象とされ,現在,年間100名以上の者がこの処遇を受け,相応の効果を挙げている。今後も相当数の者が本処遇を受けるものと考えられるので,一層効果的な中間処遇プログラムの開発に努め,また中間処遇対象者の拡大について検討するなどして,引き続き本制度の充実を図る必要がある。

4 地域社会との交流の促進

地域社会の理解と協力は,更生保護施設の存続にとり,また,効果的処遇を提供する上でも必要不可欠な条件である。各更生保護施設においては,これまでにも,町内会の会合やサークル活動の会場として施設の集会室等を提供するなどして地域に貢献できる施設運営を進めてきた。しかし,更生保護施設の活動に対する地域社会の支持を得るためには,更に進んで,地域の人々が処遇に協力できる機会を設けたり,あるいは更生保護施設が蓄

積してきた犯罪・非行に関するノウハウを地域に還元していくことが重要である。こうした観点から,既に幾つかの更生保護施設においては,地域のボランティアを集団処遇の補助者として受け入れたり,ボランティアの協力を得て地域の非行相談業務を実施するなどしているが,今後,国はこうした活動を一層推進し,更生保護施設と地域社会との交流の促進を図るべきである。

5 更生保護センター(仮称)の設置

更生保護施設の設置は,更生保護事業法上,国,地方公共団体又は法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む者(更生保護法人等)が設置できるものであるが,現状においては,国又は地方公共団体が設置する更生保護施設はなく,すべて民間の施設となっている。しかし,更生保護事業は,刑事政策的観点から必要なものであり,国もその責務を十全に果たすことが重要である。加えて,近時,累犯者,薬物依存者等処遇に特段の配慮や専門性を必要とし,民間の施設では対応が著しく困難とされる者が増加していること,さらには更生保護施設職員に対して国が研修を行う必要性が高まっていることなどに対応するためにも,専門的処遇に関する調査研究及び更生保護施設職員の研修の機能をも備えた更生保護センター(仮称)の設置についても将来的には検討することが望まれる。

第7節 社会との連携の促進

犯罪者の社会内処遇には地域社会の理解と協力が不可欠である。更生保護が基盤とする地域社会は、犯罪や非行を犯した者であっても、更生を決意した者に対しては人々が温かく見守り、必要な援助の手を差し伸べることができる地域社会であることが望まれる。このため、更生保護の分野においては、保護観察の実施と並んで、犯罪者や非行少年の更生を助け、犯罪のない明るい社会を築くために、世論を啓発指導し、地域環境を改善する「犯罪予防活動」が重視され、これに努めてきた。しかし、近年の社会の変化に伴い、地域における人間関係は稀薄化し、連帯感が著しく弱まるなど、更生保護の基盤である地域社会は大きく変貌を遂げている。

こうした状況にあって,今後,更生保護が社会との連携を一層緊密にし,更に充実発展していく上で,特に以下の点に留意する必要がある。

1 地方公共団体との緊密な協力関係の維持・発展

平成8年に施行された更生保護事業法及び同11年に施行された改正保護司法においては,それぞれに地方公共団体の更生保護に対する協力規定が盛り込まれ,これにより,地方行政との協力関係を一層推進することが明確化された。

すなわち,更生保護事業法によって,更生保護施設の改築や運営に関し,地方公共団体から相当の協力が得られるようになったが,協力の度合いは地方公共団体ごとに様々であり,引き続き協力を求めていくことが肝要である。また,改正保護司法によって,地方公

共団体の保護司及び保護司会に対する助成や協力に相応の改善が図られたところが多くあるものの,依然として保護司会との協力関係が不十分な市町村も少なくないので,地方公 共団体の一層の理解が得られるよう引き続き協力を求めていく必要がある。

2 犯罪予防活動の充実強化

変貌する地域社会にあって,更生保護に課せられた使命を十分に果たしていくためには, 地域活動,特に,地域を活性化するために学校,地方公共団体等の関係機関と連携した活動に取り組むことが求められている。

家庭や地域社会の教育力の低下が指摘される今日,「少年は地域で育む」という視点に立ち返り,家庭,地域社会,学校のネットワークを構築することが肝要であるが,更生保護においては,保護司,更生保護婦人会,BBS等の多くのボランティアが地域で活躍しているので,地域におけるネットワークを構築するに当たって,更生保護が果たすべき役割は極めて大きい。特に,保護司組織においては,平成11年の保護司法改正の趣旨を踏まえ,学校との連携を強化し,少年が健全に成長できるような環境作りに取り組む必要がある。

次に,犯罪予防活動の中心に位置する"社会を明るくする運動"の推進に当たっては,地方公共団体等との連携が特に重要である。現在,すべての都道府県実施委員会で実施委員長に知事が就任しており,また,市町村を中心として組織されている地区実施委員会においても,年々首長が実施委員長に就任する比率が高まっているところであり,引き続き地方公共団体の協力を求めていく必要がある。

さらに、犯罪予防活動に対する国民の理解を得て、これを推進していくためには、こう した活動についての世論調査等をして評価を行い、その結果を積極的に国民に開示するこ とが求められる。

3 関係機関・団体との関係強化

教育,福祉,医療等関係機関・団体については,従来からその連携を進めているところであるが,今後,さらに情報の共有,相互理解,相互協力といった有機的な連携が必要と考えられる。

近年における少年非行の動向を反映し、中学生の保護観察事件が急激に増加しており、犯罪予防活動に止まらず、保護観察処遇を進めるに当たっても更生保護と学校との一層緊密な連携が求められている。現在、学校との連携の一つの方法として、各地の更生保護官署や更生保護施設において、中堅教員を対象に「教員社会貢献研修」を実施しているが、教員の更生保護に対する理解、教員の知識の習得・資質の向上等に寄与している一方で、更生保護事業関係者にとっても学校関係者を理解し、ネットワークを拡大するための機会となっている。今後もこのような有機的な連携について対象を更に広げて行く必要がある。

4 更生保護ボランティアの活動の支援

更生保護においては、保護司は言うに及ばず、更生保護婦人会 , B B S , 協力雇用主等 の多くのボランティアが協力 し、保護観察及び犯罪予防に相応の貢献をしているところで ある。

近年、地域住民のニーズの多様化とこれに伴う多様な地域ボランティアの生成により、 更生保護におけるボランティアの活動内容も、更生保護に足場を置きながらも、各種のボ ランティアと協力しながら多様な活動を展開するようになっている。例えば、更生保護婦 人会にあっては、従来から行われているミニ集会の実施や更生保護施設への援助活動等に 加えて、「子育て支援地域活動」を展開しており、また、BBSにあっても、保護観察中 の少年とのいわゆる「ともだち活動」のほかに、地域の少年の健全育成につながる活動の ためにも取り組んでいる。これらの活動は、更生保護の諸活動と相まって、連帯感が希薄 化する地域社会を活性化させるものであり、広い意味で犯罪や非行のない明るい地域社会 作りに貢献する活動であると評価できるものである。

今後,更生保護ボランティアが更生保護の分野に足場を置きながらも,関連する分野で も活躍できるような支援を行う必要がある。

また,協力雇用主は,保護観察対象者及び更生緊急保護の対象者の就職を助ける上で不可欠な存在となっており,今後ともその確保に努めるとともに,組織化に向けた努力を払うべきである。

5 更生保護広報の効果的展開

更生保護制度を維持・発展させていく上で,国民の理解と協力は不可欠であり,従来から政府広報やマスメディアを通じた広報活動が展開されてきた。しかし,更生保護に対する国民の理解と協力は未だ十分とは言い難いものであるので,これまで以上に広報に意を用いる必要がある。最近では,地域FM放送等のコミュニティ・メディアやインターネットなどの新しいメディアも登場しており,これらのメディアをも活用して,一層,効果的な広報の在り方,更生保護思想の普及宣伝の在り方について検討し,更生保護広報の効果的な展開を図る必要がある。

第8節 法制度整備への取組

当審議会は,更生保護をめぐる法制度の整備に関し, i 昭和45年6月23日「更生保護会の活用についての一部答申」において,更生保護会における更生保護措置の対象拡大を,ii 平成7年2月22日「更生保護事業の充実強化に関する建議」において,更生保護法人の創設等を,iii 平成10年2月26日「保護司制度の充実強化に関する建議」において,保護司組織の法定化と地方公共団体の保護司及び保護司組織に対する協力規定創設等をそれぞれ求めたところ,これらの趣旨は,更生保護事業法の制定(平成8年4月施行)及び保護司法の一部改正(平成11年4月施行)によりおおむね実現し,相応の成果を上

げるに至ったが,今後,21世紀に向けた法制度整備への取組として,さらに,以下の点を提言するものである。

1 更生緊急保護の委託対象を拡大すること

更生保護事業法の制定により更生保護事業の対象範囲を拡大した結果,労役場(罰金又は科料を完納することができない者が留置される施設。成人矯正施設に附設されている)出場者及び少年院満齢退院者等に対し,更生保護法人が保護を実施することが可能となったが,他方,犯罪者予防更生法上,更生緊急保護の対象範囲は従来のままとされており,これらの者について,国が更生保護法人に保護を委託することはできない。このことにより,本来保護を必要とする者に対して国の委託による保護をなしえない事態は看過できないので,今後,法改正を行うとともに,所要の予算措置を講ずるなどして,これらの者に対しても保護をなし得るようにする必要がある。

また,犯罪者予防更生法上,更生緊急保護の対象期間は,釈放後6か月に限定されているが,高齢者,病弱者等自立更生や社会福祉へのバトンタッチに相当な期間を必要とする者が増加傾向にあることにかんがみれば,必要に応じてその期間を弾力的に延長し得るよう法改正を検討すべきである。

2 更生保護施設を保護観察処遇に利用できる施設として明確に位置付けること

犯罪者予防更生法上,保護観察における指導監督及び補導援護は保護観察官又は保護司をして行わせるものとされ,更生保護施設自体は保護観察処遇を行う場としては位置付けられていない。しかし,更生保護施設に委託される者の多くが保護観察対象者で占められている実情にかんがみると,更生保護施設を保護観察処遇に利用できる場として法的に位置付け,その刑事政策上の役割を明確化する法改正を検討する必要がある。

3 更生保護事業及び更生保護法人の活性化を図ること

更生保護事業及びその事業主体である更生保護法人の活性化を図る観点から,許認可手 続の簡素化を図るなどの規制緩和を進めるほか,通所による保護事業等将来的に想定され る事業形態に対応した規定,更生保護事業の質の向上に関する規定,更生保護事業に携わ る職員の人材確保,養成の促進に関する規定及び事業の透明性の確保に関する規定を整備 する必要があり,そのために更生保護事業法の改正を検討すべきである。

4 処遇における指導監督面の強化を図ること

保護観察対象者の再犯を未然に防止することは,社会を保護する上で重要なことである。 特に無期刑仮出獄者等の指導監督面の強化が求められる対象者に対しては再犯防止の観点 に立ち,有効な保護観察処遇を行うことが求められている。このため,特定の者に対して は,保護観察における指導監督を強化する観点から,一定期間更生保護施設に居住を義務 付けること、社会参加活動への参加や保護観察所が実施する集団処遇や講習への参加を義務付けること、覚せい剤事犯対象者に対しては尿の提出を義務付けることなどを可能にするための法整備等について本格的に検討を始める必要がある。

また,少年保護の基本理念を踏まえつつ,近年の少年非行の凶悪化・粗暴化に対 応できる少年の保護観察の在り方等についても早急に検討を始める必要がある。

5 更生保護基本法の制定を検討すべきこと

我が国の更生保護に関する法制度は,現在,基本となる法律だけでも犯罪者予防更生法, 執行猶予者保護観察法,更生保護事業法,保護司法及び恩赦法の5法を数え,このほか, 刑法,刑事訴訟法,監獄法,少年法,少年院法及び売春防止法等にも関連規定が設けられ るなど、国民にとって、やや複雑で分かりにくいものとなっている。これら関係法律の整 備・統合については,これまで,国会において,再三にわたり,決議がなされており(犯 罪者予防更生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(昭和50年3月14日衆議院 法務委員会),更生緊急保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成6年6月 3日衆議院法務委員会)及び更生保護事業法案及び更生保護事業法の施行及びこれに伴う 関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議(平成7年3月17日参議院法務委員 会)),特に平成7年の附帯決議においては,「更生保護に係る法体系については,更生 保護基本法制定の必要性も含めて検討し、社会、経済情勢の変化に対応し得るよう一層の 整備に努めること」とされていることにもかんがみれば,21世紀の更生保護行政の推進 に当たっては,これまでの法制審議会刑事法特別部会,少年法部会における審議状況等を 参考にし,今後の社会情勢及び犯罪情勢の変化を踏まえつつ,緊急性を有するものについ ては一部改正を行いつつ、将来的には、更生保護基本法制定を視野に入れた国民に分かり 易い法制度を整備していくことが必要である。

(2) 司法制度改革審議会意見書 - 21 世紀の日本を支える司法制度 - 」(抄) (平成 13 年 6 月 12 日 司法制度改革審議会)

国民の期待に応える司法制度

第2 刑事司法制度の改革

5. 犯罪者の改善更生,被害者等の保護

刑事司法が犯罪者の改善更生に果たしてきた役割は重要であり、犯罪者の矯正処遇、 更生保護に関わる制度及び人的体制の充実には一層の意を用いる十分な配慮を払うべき である。

刑事手続の中で被害者等の保護・救済に十分な配慮をしていくべきであり、そのため に必要な検討を行うべきである。併せて、被害者等への精神的、経済的ケアをも含めて 幅広い社会的な支援体制を整備することが必要である。

我が国の刑事司法は、犯罪者が社会復帰を果たし、再び犯罪を犯さないようにその改善 更生を図っていく上でも、重要な役割を果たしている。それは、当該犯罪者自身の福利に 役立つのみならず、社会の平穏な秩序を維持し、国民生活の安全を確保することにも寄与 するものである。今後の社会においても、こうした役割は更に重要性を増すものと考えら れ、犯罪者の矯正処遇、更生保護に関わる制度及び人的体制の充実には一層の意を用いて いかなければならない十分な配慮を払うべきである。

更生保護においては、保護司が、保護観察官とともに、重要な役割を果たしてきたが、 民間ボランティアとして無報酬で更生保護関係の事務に従事するという点で、刑事司法へ の国民参加の制度としての意味をも有している。しかし、保護司の高齢化など適任者を確 保することの困難さ等が指摘されており、この制度を更に充実させるため、実費弁償の在 り方を含め、国民の幅広い層から保護司の適任者を確保するための方策を検討すべきであ る。

一方、刑事司法においては、従来、被害者の権利保護という視点が乏しかった面があるが、近時、この問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せ、被害者やその遺族に対する一層の配慮と保護の必要性が改めて認識され、そのための諸施策が講じられつつある(犯罪被害者対策関係省庁連絡会議の設置、いわゆる犯罪被害者保護に関する二法の成立など)。刑事手続の中で被害者等の保護・救済に十分な配慮をしていくことは、刑事司法に対する国民の信頼を確保する上でも重要であり、今後も一層の充実を図っていくことが必要るため、必要な検討を行うべきである。この問題については、刑事司法の分野のみにとどまらず、被害者等への精神的、経済的ケアをも含めて、幅広い社会的な支援体制を整備することが必要である。

国民的基盤の確立

第1 国民的基盤の確立(国民の司法参加)

2. その他の分野における参加制度の拡充

国民の司法参加を拡充するため、以下の方策を実施すべきである。

専門委員制度の導入,調停委員,司法委員及び参与員制度の拡充

検察審査会制度の拡充,保護司制度の拡充

裁判官の指名過程に国民の意思を反映させる機関の新設

裁判所 検察庁及び弁護士会の運営について国民の意思をより反映させる仕組みの整備

司法の国民的基盤をより強固なものとして確立するためには、前記のとおり、司法の様々な場面における適切な参加の仕組みを整備する必要がある。上記刑事訴訟手続への新たな参加制度以外の諸方策の要旨は以下のとおりである(その詳細はそれぞれ関係箇所に記載したとおり)。

(2) 刑事司法制度

検察審査会の一定の議決に対し法的拘束力を付与する制度を導入すべきである(同第 2 の 3.参照)。

国民の幅広い層から保護司の適任者を確保するための方策を検討すべきである(同第 2 の 5.参照)。

(3) 司法制度改革推進計画(抄)(平成14年3月19日 閣議決定)

|| 国民の期待に応える司法制度の構築

第2 刑事司法制度の改革

- 5 犯罪者の改善更生,被害者等の保護
 - (1) 犯罪者の矯正処遇及び更生保護に関わる制度及び人的体制(保護司制度に関わるものを含む。)の充実に配慮し,所要の措置を講ずる。(法務省)
 - (2) 刑事手続の中での被害者等の保護等への配慮について検討する。(警察庁及び法務省)
 - (3) 被害者等への精神的,経済的ケアも含めた社会的支援体制を整備することとし,逐次,所要の措置を講ずる。(内閣府,警察庁,総務省,法務省,文部科学省,厚生労働省及び国土交通省)

(4) 青少年育成施策大綱(抄)

(平成 15 年 12 月 9 日 青少年育成推進本部決定)

1 大綱策定の目的

社会の変化を的確にとらえ,今日的な様相を表している諸課題へ対応しつつ,21 世紀を生き 21 世紀の我が国社会を形成する青少年を健全に育成するには,施策が青少年の実態に即し,また,「児童の権利に関する条約」等に示されている青少年の人権の尊重及び擁護の促進の観点も踏まえ,適切に推進される必要がある。青少年の育成に係る政府としての基本理念と中長期的な施策の方向性を明確に示し,保健,福祉,教育,労働,非行対策などの幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する。

2 基本理念

現在の生活の充実と将来への成長の両面を支援 大人社会の見直しと青少年の適応の両方が必要 すべての組織及び個人の取組が必要

3 重点課題

- (1) 社会的自立の支援
- (2) 特に困難を抱える青少年の支援
- (3) 能動性を重視した青少年観への転換
- (4) 率直に語り合える社会風土の醸成
- 4 年齢期ごとの施策の基本的方向
- (1) 乳幼児期

子育て支援の充実

(多様な主体による子育て支援とネットワークづくり)

NPOやボランティア団体等との連携の下,地域の子育て支援ネットワークの形成を促進する。

(3) 思春期

社会生活能力の習得

(規範意識の醸成)

非行防止,犯罪被害防止を支援し,若者の規範意識を醸成するため,学校において地域の人々の協力を得つつ,ボランティア活動や体験活動等を生かした道徳教育の充実を図るほか,関係機関や地域の人々との連携による非行防止教室等の取組を推進する。

5 特定の状況にある青少年に関する施策の基本的方向

(3) 少年非行対策等社会的不適応への対応

少年非行対策

(少年非行対策への総合的取組)

刑法犯少年の増加や,凶悪犯少年が高水準で推移するなど,近年の少年非行の深刻な状況を踏まえ,関係省庁が連携し,少年非行対策の充実強化を図る。このため,諸制度の在り方や体制の充実強化など,少年非行対策全般について法的問題も含めた幅広い検討を進めるとともに,警察,学校,矯正施設,保護観察所,児童自立支援施設等の関係機関の協力による少年非行事例等についての継続的な調査研究,具体的な非行防止のためのモデル開発等に基づく実証的,科学的な情報の提供など,長期的,総合的な少年非行対策に取り組む。

(非行防止,多様な活動機会・場所づくり,相談活動)

少年の非行防止のため,非行防止教室,薬物乱用防止教室等の開催のほか,地域の人々と連携し,多様な活動の機会や場所づくりのための施策を推進する。(後略)

(関係者の連携したサポート体制の構築)

関係機関等が少年に関する情報を共有し,連携して対応する仕組みを構築する。特に,個々の少年の問題性に応じて関係機関等が支援のためのチーム(サポートチーム)を形成する取組の一層の推進や,「学校・警察連絡協議会」,「少年補導センター」などの既存の組織の活性化を図る。

また,行政機関相互の情報共有やサポートチームの形成促進及び活動の活性化を図るため,必要に応じた法整備などの方策の検討を行う。

(更生保護,自立支援)

保護観察処遇が困難な少年に対して、保護観察官による直接的処遇等の各種処遇を積極的に行い保護観察の実効性を高めるとともに、少年の特性や問題性による類型ごとに効果的な処遇を実施する。また、保護観察中の少年について、その遵守事項の遵守を確保し、指導を一層効果的にするための制度的措置につき検討する。

民間ボランティア団体などとの連携や保護司の選考方法,研修の充実方策の検討 も含め,保護司を始め更生保護に協力する民間ボランティアの活動に対する積極的 な総合支援策を早急に実施するとともに,少年院,児童自立支援施設を出た後に家 庭に戻ることが難しい少年を支援するために,更生保護施設や自立援助ホーム(児 童自立生活援助事業)等の充実を図る。

(立ち直り支援)

非行少年が地域社会で立ち直り,再び非行を犯さないようにするため,多様な活動の機会や場所づくりなど,関係機関,学校,民間協力者,地域の人々等が連携しつつ多様な立ち直りの支援を行う取組を推進する。

(処遇全般の充実・多様化)

保護観察中の少年等の社会奉仕活動や自然体験活動等への参加を,少年の特性や地域の実情に応じて活動先や活動内容の多様化を図りつつ促進するとともに,これらの実施状況や受入施設等の活動環境の整備状況を見極めつつ,保護処分の執行の過程で社会奉仕活動を命じて行わせるような仕組みを検討する。

個々の事案の状況に応じ、加害者の処遇の過程等において、謝罪を含め被害者との関係改善に向けた加害者の取組を支援するほか、修復的司法活動の我が国への応用の可能性について検討する。

(非行少年の家族への働きかけ)

非行少年にかかわる関係機関等における家族関係の調整や保護者の再教育(相談,指導など)のための取組を強化するとともに,その効果を検証しつつ,保護者が働きかけに応じない場合において,実効性を確保するための介入等の仕組みの是非について検討する。

非行少年の親等が孤立し、家族が抱える問題が深刻化することを防ぐため、非行の事実に対して向き合うための手助けを行うボランティア組織への支援を行う。

(被害者への配慮)

被害者への配慮を行う観点から、被害者等の求めに応じて、加害少年のプライバシー、健全育成への影響や事件の性質等を考慮しつつ、適切な情報提供に努める。

(5) 労働市場で不利な条件下にある青少年の支援

(非行少年の就労支援等)

少年院や少年刑務所における処遇の一環として,就労に対する心構えを身に付けさせ,就労意欲を喚起し,各種の資格取得を奨励する。また,出院及び出所予定者,保護観察中の無職等少年などに対して,矯正施設,保護観察所,公共職業安定所等の関係機関が連携しつつ,相談や就職に関する情報提供等の就労に向けた支援を行う。また,必要に応じ就労開始後の助言等を行う。

6 支援のための環境整備施策の基本的方向

(1) 利用しやすいサービス体制づくり

若年・壮年世代も含めた民間協力者の確保と研修

(民間協力者の確保と研修)

保護司,人権擁護委員(特に,子どもの人権専門委員),児童委員に関する広報, 地方公共団体等の関係機関への働きかけを積極的に行い,幅広い世代・分野からの 人材の確保を図るとともに,研修を充実させる。(後略)

(同世代又は年齢の近い世代による相談・支援)

青少年に対しては,同世代又は年齢の近い世代による相談・支援活動が効果的であることから,専門機関・相談機関が若い世代の民間協力者等を確保し,このような活動を実施できるよう支援する。

専門機関・相談機関等の充実とネットワークづくり

(専門機関・相談機関の充実)

医療,保健,福祉,教育,労働,非行問題等の各分野の専門機関・相談機関が地域の人々等からの信頼を得るとともに,必要に応じた良いサービスを提供できるよう,情報提供,機関の特性に応じた評価,体制の充実等を推進する。

(事案に応じた専門機関・相談機関の連携)

子育て支援,ボランティア活動促進,就労支援,犯罪被害防止,非行対策,児童虐待対策等の各種事案に応じ,対象や設置主体が異なる多種多様な専門機関・相談機関が,必要により民間協力者や地域の人々なども含め,迅速かつ適切に連携できるよう,ネットワーク形成の促進,緊急時の対応の仕組みづくりの支援,連絡会議等の開催などの取組を行う。

(5) 調査研究,青少年にもわかりやすい情報提供,広報啓発活動の推進 (調査研究)

青少年育成施策の企画・立案,実施に際して,客観的で幅広い情報を十分に活用できるように,また,的確な事実認識を広く国民の間で共有できるようにするため,心身の状況,学力,生育環境,非行,社会的自立の状況等に関する青少年の実態と意識等について,調査研究を推進する。

特に,経年比較などに活用される全国的な基礎調査,青少年の成長に対する各種要因の影響分析に不可欠な中長期の縦断調査の充実を図る。また,青少年の健全な育成が幅広い分野にかかわることを踏まえ,学際的な調査研究の充実を図る。

また,実施された調査研究の結果が積極的に活用されるよう多様な方法で情報提供を行うとともに,調査データの必要な再集計,再分析が迅速かつ円滑に行えるように環境整備を図る。

(青少年にもわかりやすい情報提供)

各種の情報が,青少年に届きやすく,かつ,分かりやすいものとなるよう,ホームページやパンフレット等により青少年向けの情報提供を行う。

(広報啓発活動)

子育て支援,体力の向上,青少年の人権尊重,非行防止や更生,防犯など,青少年の健全な育成に関する国民の理解・協力を促進するため,強調月間などの手法により,広報啓発活動を行う。また,「児童の権利に関する条約」に関する広報啓発活動を行い,正しい知識の普及を図る。

広報啓発活動の実施に当たっては,「3 重点課題」における「能動性を重視した青少年観への転換」や「率直に語り合える社会風土の醸成」の推進の観点が盛り込まれるよう配慮する。また,対象者に適切に情報提供できるようなメディアを活用するとともに,青少年,一般市民,青少年育成関係者,民間団体,地方公共団体など幅広い各層の参加による効果的な啓発活動を目指す。

7 推進体制等

(6) 大綱の見直し

本大綱については,おおむね5年を目途に見直しを行う。

(5) 犯罪に強い社会の実現のための行動計画 - 世界一安全な国,日本」の復活を目指して - 」(砂)

(平成 15 年 12 月 18 日 犯罪対策閣僚会議)

第2 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止

1 少年犯罪への厳正・的確な対応

(3) 非行少年の保護観察の在り方の見直し

少年保護観察における社会参加活動の多様化・積極化,集団処遇の充実を推進するとと もに,対象者の問題性に応じた保護観察官の関与の重点化を図る。また,保護観察中の少 年について,その遵守事項の遵守を確保し,指導を一層効果的にするための制度的措置に つき検討する。

(6) 少年法制とその運用上の問題点に関する検討

他の項目で述べたもののほか,非行を行った少年が真に反省し,更生する仕組みづくりのため,現行の少年法制とその運用上の問題点について,犯罪捜査,少年審判,保護,矯正の各段階を対象として検討し,問題点があれば所要の措置を講ずる。

2 少年の非行防止につながる健やかな育成への取組

(7) 少年及び保護者に対する相談活動の強化

少年非行の未然防止,非行等の問題を抱えた少年の立直り支援のため,各種行政機関, 民間ボランティアによる相談活動を,電話やインターネットを活用するなど少年や保護者 の相談のしやすさに配意しつつ,強化する。特に学校教育においては,外部専門家の協力 を得たスクールカウンセラーの配置の推進等により,不登校や問題行動等の未然防止,早 期発見・対応のための教育相談体制の充実を図る。

(8) 非行防止教室等の教育・啓発による少年の規範意識の向上

学校における非行防止教室,薬物乱用防止教室,罪を犯した場合の刑罰・処分・民事責任に関する教育,啓発資材の作成・配布,地域の人材を活用した生徒指導の支援,学校担当保護司を活用した「中学生サポート・アクションプラン」の推進等により,少年の規範意識を向上させる。

(12) 社会適応上支援を必要とする少年への積極的対応

非行等の問題を抱える少年の立直り支援策として,地域住民の協力を得つつ,体験活動, スポーツ・文化活動,社会奉仕活動,地域住民との交流活動等の居場所づくりを推進する。 無職少年に対しては,その就業・就学を支援し,社会参加を促す。

3 少年を非行から守るための関係機関の連携強化

(1) 関係機関等の連携による少年サポートチームの普及促進

非行や犯罪被害等の問題を抱えた個々の少年を支援するため,学校,教育委員会,児童相談所,警察,保護観察所等の関係機関とボランティアが少年サポートチームを形成し, それぞれの専門的知見を生かして問題の解決に当たることは,非行少年の立直り等の少年 の健全育成に有効であることから,少年サポートチームの普及を促進し,その活動の活性 化を図る。また,関係行政機関相互の情報共有や少年サポートチームの普及促進及び活動 の活性化を図るため,必要に応じた法整備等の方策の検討を行う。

(2) 少年問題に関する共同研究

関係省庁による共同研究チームを設置し,特異な少年事件の原因究明や前兆行動の把握を行うほか,少年サポートチームの効果的な運用方法を始めとする諸対策,地域社会への情報還元に資する仕組みづくりを検討する。

第5 治安回復のための基盤整備

(10) 更生保護制度の充実強化

年々増加する収容保護希望者に対応し、その処遇環境を改善するため、更生保護施設の計画的な整備を推進する。また、増大する仮釈放審理事件等に対応するための体制の強化、長期刑受刑者及び覚せい剤事犯者等再犯危険性が高い者への処遇の強化、更生保護制度の充実強化のための要員の確保、施設職員や保護司の研修の充実、幅広い層からの保護司の適任者の確保等を推進する。さらに、薬物事犯者、精神障害者、生活困窮者の処遇に関し、医療機関、福祉機関との連携を強化する。

(14) 犯罪の発生原因の総合的分析の推進

真に効果的な犯罪対策に係る政策形成を促進するための基礎情報を得るため,先進諸国で行われている犯罪問題研究の内容を参考にしつつ,犯罪被害調査の反復・継続的実施,関係研究機関による犯罪情勢に関する情報の共有化,犯罪対策の効果に関する評価研究,統計分析や地理分析に基づくプロファイリングシステムの構築等の取組を総合的に推進する。

(6) 犯罪被害者等基本計画骨子案 (抄)

(平成 17 年 4 月 28 日~ 犯罪被害者等基本計画検討会)

犯罪被害者等基本計画骨子案(3)

- 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 (犯罪被害者等基本法第 14,15,19 条関係) -
- 2 安全の確保(基本法第15条関係)

[今後講じていく施策]

- (1) 加害者に関する情報提供の拡充
 - ア 法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方 更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び 仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、 行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡 について、関係者への周知徹底を行い、一層円滑な連携を図っていく。【警察 庁・法務省】
 - イ 法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予 定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更 生保護官署が、保護司との協働体制の下、犯罪被害者等に対し、加害者の釈放 予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を 行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】
 - ウ 警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、 法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。【警察庁】
- 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(基本法第19条関係) [今後講じていく施策]
 - (1) 職員等に対する研修の充実等
 - イ 法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招聘しての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。【法務省】